

大阪市告示第1234号

次の金融機関の店舗について、指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 8 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 9 月 6 日

大阪市長 横 山 英 幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	取 消 年 月 日	継 承 店
近畿労働金庫	十三駅前 出張所	〒532-0025 大阪市淀川区新北野 1-8-17 星光十三ビル 1 階	令和 6 年 9 月 9 日	梅田支店

（会計室会計管理担当）